

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容	既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等における措置命令
根拠法令及び条項	建築基準法第86条の8第5項
所 管 部 課 係 名	まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処  分  基  準	関 係 条 項
	建築基準法第86条の8第1項
	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
	<p style="text-align: center;">基 準</p> <p style="text-align: center;">（未設定の場合はその理由）</p>
参 考 事 項	
設 定 等 年 月 日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）